



資料編

- 22 経営指標等の状況
- 24 財務諸表の状況
- 29 自己資本の充実の状況
- 42 貯金の状況
- 43 貸出金の状況
- 47 有価証券の状況
- 48 受託業務・為替業務の状況
- 49 連結情報
- 68 財務諸表の正確性・内部監査の有効性に関する確認書
- 69 開示項目一覧

※記載金額は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。

経営指標等の状況

(単位:百万円)

直近5年間の主要な経営指標

	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末	令和6年 3月末	令和7年 3月末
経 常 収 益	5,656	5,484	5,337	5,165	5,357
経 常 利 益	793	698	702	501	228
当 期 剰 余 金	541	618	693	476	296
出 資 金	13,291	13,291	13,346	13,401	13,442
出 資 口 数	1,329,116口	1,329,116口	1,334,601口	1,340,181口	1,344,210口
純 資 産 額	43,131	42,517	41,079	40,167	36,792
総 資 産 額	728,642	743,648	784,363	767,308	809,869
貯 金 等 残 高	671,566	686,544	731,966	717,657	765,436
貸 出 金 残 高	105,433	104,324	100,541	103,775	110,981
有 価 証 券 残 高	41,555	49,446	61,111	67,708	85,367
出 資 配 当 の 額	259	286	287	288	290
(うち、普通出資配当の額)	(259)	(261)	(261)	(263)	(264)
(うち、後配出資配当の額)	—	(25)	(25)	(25)	(25)
事 業 分 量 配 当 の 額	390	266	200	200	200
職 員 数	162人	162人	153人	147人	154人
単 体 自 己 資 本 比 率	17.47%	17.06%	16.07%	16.55%	16.15%

(注)残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。なお、総資産額については、貸倒引当金を控除した額にて表示しております。
また、「単体自己資本比率」については、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。

(単位:百万円)

経営諸指標

		令和6年3月末	令和7年3月末
貯 貸 率	期 末	14.46%	14.50%
	期 中 平 均	13.96%	14.18%
貯 預 率	期 末	76.98%	74.14%
	期 中 平 均	77.69%	75.85%
貯 証 率	期 末	9.43%	11.15%
	期 中 平 均	9.30%	11.24%
一従業員当たり	貯 金 残 高	4,784	5,085
	貸 出 金 残 高	691	737
一店舗当たり	貯 金 残 高	102,522	109,348
	貸 出 金 残 高	14,825	15,854
利 益 率	総 資 産 経 常 利 益 率	0.07%	0.03%
	資 本 経 常 利 益 率	1.19%	0.55%
	総 資 産 当 期 利 益 率	0.06%	0.04%
	資 本 当 期 利 益 率	1.13%	0.71%

(注1)従業員数=(前年度末+当年度末)÷2
(注2)一店舗当たりの貯金・貸出金残高は、7店舗(推進センターは含まない)にて算出
(注3)総資産経常利益率=経常利益/総資産平均残高(偶発債務見返除く)×100
(注4)資本経常利益率=経常利益/資本勘定平均残高×100
(注5)総資産当期利益率=当期剰余金/総資産平均残高(偶発債務見返除く)×100
(注6)資本当期利益率=当期剰余金/資本勘定平均残高×100

(単位:百万円)

粗利益・業務純益

		令和6年3月末	令和7年3月末
資 金	資 金 運 用 収 益	4,104	4,862
	資 金 調 達 費 用	1,799	2,223
	資 金 運 用 収 支	2,305	2,638
役 務	役 務 取 引 等 収 益	359	367
	役 務 取 引 等 費 用	465	476
	役 務 取 引 等 収 支	△105	△109
そ の 他 事 業	そ の 他 事 業 収 益	585	9
	うち受取出資配当金	581	6
	うちその他事業収益	4	2
	そ の 他 事 業 費 用	229	250
そ の 他 事 業 収 支		356	△241
事 業 粗 利 益		2,645	2,335
事 業 粗 利 益 率		0.37%	0.32%
事 業 純 益		419	114
実 質 事 業 純 益		428	114
コ ア 事 業 純 益		523	225
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益除く)		523	225

(注1) 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

(注2) 業務純益=事業粗利益-経費(人件費・物件費・税金)ー一般貸倒引当金繰入額

(単位:百万円)

資金運用・調達勘定の平均残高等

		令和6年3月末			令和7年3月末		
		平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	資 金 運 用 勘 定	722,260	4,104	0.57%	740,531	4,862	0.66%
	貸 出 金	99,864	1,212	1.21%	103,664	1,062	1.03%
	預 け 金	555,859	2,533	0.46%	554,704	3,354	0.60%
	有 価 証 券	66,537	355	0.54%	82,162	442	0.54%
資 金 調 達 勘 定	資 金 調 達 勘 定	723,665	1,498	0.21%	737,330	1,923	0.26%
	貯 金・定期積金	715,480	1,498	0.21%	731,285	1,923	0.26%
	借 用 金	8,184	0	0.00%	6,044	0	0.00%
貯 金 原 価 率				0.56%			0.60%
総 資 金 利 ざ や				0.06%			0.05%

(注) 総資金利ざや=総資金運用利回りー総資金原価率

(単位:百万円)

受取・支払利息の増減額

		令和6年3月末	令和7年3月末
受 取 利 息	受 取 利 息	173	757
	うち 貸 出 金	△71	△149
	有 価 証 券	45	86
	預 け 金	200	821
	そ の 他	0	0
支 払 利 息	支 払 利 息	△1	424
	うち 貯 金	21	424
	譲 渡 性 貯 金	△1	0
	借 用 金	△20	0
	そ の 他	0	0
差 引		175	333

(注1) 増減額は前年度対比です。

(注2) 預け金利息に受取奨励金・受取特別配当金を含んでおります。貯金利息に支払奨励金を含んでおります。

(単位:百万円)

経費の内訳

		令和6年3月末	令和7年3月末
人 件 費	人 件 費	1,229	1,243
	旅 費 交 通 費	46	46
業 務 費	業 務 費	141	147
	負 担 金	145	140
施 設 費	施 設 費	445	437
	貯 金 保 険 料	2	2
雑 費	雑 費	63	65
	税 金	88	93
合 計		2,164	2,177

財務諸表の状況

(単位:百万円)

貸借対照表

資 産	令和6年3月末	令和7年3月末	負債及び純資産	令和6年3月末	令和7年3月末
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	708	576	貯 金	716,047	765,436
預 け 金	552,477	567,471	当 座 貯 金	78,107	88,115
系 統 預 け 金	506,801	521,669	普 通 貯 金	59,855	60,118
系 統 外 預 け 金	45,676	45,802	納 税 準 備 貯 金	0	0
買 入 金 銭 債 権	645	418	貯 蓄 貯 金	37	41
金 銭 の 信 託	4,000	—	通 知 貯 金	1,000	—
有 価 証 券	67,708	85,367	別 段 貯 金	1,265	599
国 債	8,554	19,743	定 期 貯 金	575,732	616,519
地 方 債	32,094	40,512	定 期 積 金	48	40
社 債	27,059	25,111	譲 渡 性 貯 金	1,610	—
貸 出 金	103,775	110,981	借 用 金	7,100	4,800
手 形 貸 付 金	6,749	8,636	証 書 借 入 金	7,100	4,800
証 書 貸 付 金	83,240	93,821	代 理 業 務 勘 定	—	3
当 座 貸 越	6,938	6,961	そ の 他 負 債	1,231	1,640
金 融 機 関 貸 付	6,848	1,562	貸 付 留 保 金	235	450
そ の 他 資 産	1,012	2,893	未 払 法 人 税 等	23	67
未 決 済 為 替 貸	64	52	従 業 員 預 り 金	127	126
未 収 収 益	671	927	未 決 済 為 替 借	45	20
そ の 他 の 資 産	276	1,913	未 払 費 用	640	872
固 定 資 産	1,194	1,096	前 受 収 益	17	15
有 形 固 定 資 産	1,110	1,031	リ ー ス 債 務	95	69
無 形 固 定 資 産	83	65	そ の 他 の 負 債	46	17
外 部 出 資	35,740	41,026	諸 引 当 金	1,151	1,195
系 統 出 資	34,339	39,625	賞 与 引 当 金	35	38
系 統 外 出 資	1,305	1,305	退 職 給 付 引 当 金	1,042	1,067
子 会 社 出 資	95	95	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	73	90
長 期 前 払 費 用	112	97	債 務 保 証	129	112
債 務 保 証 見 返	129	112	負 債 の 部 合 計	727,270	773,188
貸 倒 引 当 金	△67	△61	(純資産の部)		
			出 資 金	13,401	13,442
			利 益 剰 余 金	29,562	29,369
			利 益 準 備 金	10,902	10,998
			そ の 他 利 益 剰 余 金	18,660	18,371
			特 別 積 立 金	15,030	15,030
			電 算 対 策 積 立 金	1,013	1,013
			情 報 系 等 更 改 積 立 金	150	90
			当 期 未 処 分 剰 余 金	2,467	2,238
			(うち当期剰余金)	(476)	(296)
			会 員 資 本 合 計	42,964	42,811
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 2,797	△ 6,018
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 2,797	△ 6,018
			純 資 産 の 部 合 計	40,167	36,792
資 産 の 部 合 計	767,437	809,981	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	767,437	809,981

(単位:百万円)

損益計算書

科 目	令和6年3月末	令和7年3月末
経 常 収 益	5,165	5,357
資 金 運 用 収 益	4,104	4,862
(貸 出 金 利 息)	(1,212)	(1,062)
(預 け 金 利 息)	(395)	(787)
(有価証券利息配当金)	(355)	(442)
(買入金銭債権利息)	(2)	(2)
(受 取 奨 励 金)	(2,094)	(2,566)
(受 取 特 別 配 当 金)	(43)	—
役 務 取 引 等 収 益	359	367
(内国為替受入手数料)	(32)	(33)
(その他受入手数料)	(322)	(328)
(その他の役務取引等収益)	(4)	(5)
そ の 他 の 事 業 収 益	585	9
(受 取 出 資 配 当 金)	(581)	(6)
(受 取 助 成 金)	(4)	(2)
そ の 他 経 常 収 益	115	118
(貸倒引当金戻入益)	—	(6)
(金銭の信託運用益)	(8)	(1)
(その他の経常収益)	(106)	(111)
経 常 費 用	4,664	5,129
資 金 調 達 費 用	1,799	2,223
(貯 金 利 息)	(1,498)	(1,923)
(譲 渡 性 貯 金 利 息)	(0)	(0)
(支 払 雑 利 息)	(0)	(0)
(支 払 奨 励 金)	(300)	(300)
役 務 取 引 等 費 用	465	476
(内国為替支払手数料)	(31)	(37)
(その他支払手数料)	(430)	(437)
(その他の役務取引等費用)	(2)	(2)
そ の 他 事 業 費 用	229	250
(融 資 保 険 料)	(1)	(2)
(支 払 助 成 金)	(78)	(94)
(国債等債券売却損)	(95)	(111)
(事 業 推 進 費)	(53)	(42)
(債 権 管 理 費)	(0)	(0)
事 業 管 理 費	2,164	2,177
そ の 他 経 常 費 用	6	0
(貸倒引当金繰入)	(6)	—
(その他の経常費用)	(0)	(0)
経 常 利 益	501	228
特 別 損 失	1	2
税 引 前 当 期 利 益	499	350
法人税、住民税及び事業税	23	54
法 人 税 等 調 整 額	—	—
当 期 剰 余 金	476	296
当 期 首 繰 越 剰 余 金	1,871	1,882
次期為替システム等積立金取崩額	60	—
情報系等更改積立金取崩額	60	60
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,467	2,238

注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(買入金銭債権、外部出資を含む。)の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。
 - (1) 満期保有目的の債券は、移動平均法による償却原価法(定額法)によっております。
 - (2) 子会社等株式は、移動平均法による原価法であります。
 - (3) その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法であります。
 - (4) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりであります。
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く。)
 - ① 減価償却資産の償却方法は、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、それ以外の減価償却資産は定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 14年～50年 その他 2年～30年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く。)
 - ① 本会利用ソフトウェアについては、本会における利用可能期間(原則5年)に基づく定額法により償却しております。
 - (3) リース資産
 - ① リース資産のうち、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
3. 引当金の計上基準は、次のとおりであります。
 - (1) 貸倒引当金は、資産自己査定実施要領、経理規程、貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを本会の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しております。
すべての債権は、資産自己査定実施要領に基づき、業務関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が査定結果を監査しております。
 - (2) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(当事業年度末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法)に基づき、必要額を計上しております。
 - (3) 賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退任慰労金支払いに備えるため、「役員退任にかかる『系統団体の統一贈呈基準』」に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準は以下のとおりです。
本会は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。
5. リース取引の処理方法は次のとおりであります。
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。
6. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性もあるものは、次のとおりです。
 - (1) 貸倒引当金
 - ① 当年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金61百万円
 - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
ア 算出方法
貸倒引当金の算出方法は「重要な会計方針に関する注記」3(1)に記載しております。
 - イ 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - ウ 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 金融商品の時価
 - ① 当年度に係る計算書類に計上した額
「金融商品に関する注記」2.金融商品の時価等に関する事項に記載しております。
 - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
ア 算出方法
金融商品の時価の算出方法は「金融商品に関する注記」3.金融商品の時価

の算定方法」に記載しております。

イ 主要な仮定

主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

ウ 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額は3,363百万円であります。
2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機、複写機器等の一部については、リース契約により使用しております。
3. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	系統預け金	30,000百万円
その他の資産		0百万円
担保資産に対応する債務	未決済為替借	一百万円
	別段貯金	0百万円
4. 子会社等に対する金銭債権の総額は、466百万円であります。
5. 子会社等に対する金銭債務の総額は1,989百万円であります。
6. 理事及び監事(理事及び監事が代表権を有する漁協及び法人に対するものを含む。以下同じ。)に対する金銭債権の総額は、8,159百万円(ただし、貯金担保貸付金及び貸出金に係る未収利息を除く。)であります。
7. リスク管理債権の内訳は次のとおりであります。
 - (1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は0百万円、危険債権は27百万円であります。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)であります。
 - (2) 債権のうち、三月以上延滞債権額は58百万円であります。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。
 - (3) 債権のうち、貸出条件緩和債権は1,940百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものであります。
 - (4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,026百万円であります。
なお、上記(1)から(4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
8. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は19,703百万円であります。これらの原契約期間はすべて1年以内であります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。
また、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高は次のとおりであります。

(単位:百万円)

名 称	事業取引による取引高		事業取引以外の取引高	
	収益総額	費用総額	収益総額	費用総額
北海道水産ビル(株)	44	110	4	—
株式会社北海道マリンバンクサービス	3	87	—	—
合 計	48	198	4	—

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

本会は、北海道を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地のJFが会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。

本会は主に、会員JFが組合員等から預かった貯金の再預かりを行う一方で、会員JF等に必要資金の貸付け、及び会員JFが組合員に対して行う貸付資金の原資を供給する再預け転貸方式に基づき事業を行っております。また、余裕資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債、地方債等の有価証券による運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

本会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金、預け金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、69.67%は水産業に対するものであり、当該水産業をめぐる経済

環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、預け金は主に農林中央金庫に対するものであり、預入先の信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。有価証券は債券及び外部出資であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金については、日本銀行の成長基盤強化政策に基づく農林中央金庫からの借入金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

本会は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、本店に審査指導部を設置し、各支店との連携を図りながら与信審査を行っております。審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画管理部において信用情報や時価の把握を定期的に行うこととしております。

② 市場リスクの管理

本会では、金利リスク、価格変動リスク等の市場リスクを的確に管理することにより、収益及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び本会の保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において年次運用方針を、経営層で構成するALM委員会で四半期ごとの運用方針を定めるとともに、経営層で構成する資金運用協議会を定期的に開催し、日常的な情報交換及び売買方針等の意思決定を行っております。運用部門は、資金運用協議会で決定された売買方針等に基づき、有価証券の売買を行っております。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しております。

③ 本会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。本会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「買入金銭債権」、「有価証券」、「貯金」及び「借入金」であります。

本会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が804百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

④ 資金調達に係る流動性リスクの管理

本会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めております。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、運用方針等の策定の際に検討を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む。)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む。)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない出資等は、次表には含めておりません(4.参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	567,471	561,240	△ 6,231
(2) 買入金銭債権	418	418	—
(3) 有価証券	85,367	85,202	△ 165
満期保有目的の債券	4,500	4,334	△ 165
その他有価証券	80,867	80,867	—
(4) 貸出金	110,981		
貸倒引当金(※)	△ 33		
	110,948	109,325	△ 1,622
資産計	764,206	756,186	△ 8,019
(1) 貯金等	765,436	764,244	△ 1,191
(2) 借入金	4,800	4,787	△ 12
負債計	770,236	769,031	△ 1,204

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預け金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレート

である翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を算定しております。

また、預け金には、期限前解約特約付預金(コーラブル預金)が含まれており、合理的に算定された価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

取引金融機関から提示された価格等によっております。

(3) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証書貸付金によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付、割引手形については、短期間で償還されることから、時価は簿価と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 貯金等

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いて現在価値を算定しております。

4. 市場価格のない出資等は次のとおりであり、「2.金融商品の時価等に関する事項」に含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
①系統出資	39,625
②系統外出資	1,305
③子会社等出資	95
合 計	41,026

5. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	522,471	—	—	—	—	45,000
買入金銭債権	—	—	—	37	32	349
有価証券	4,871	14,436	10,436	6,736	6,036	48,999
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	4,500
その他有価証券のうち満期があるもの	4,871	14,436	10,436	6,736	6,036	44,499
貸出金(※)	37,182	12,365	10,935	9,703	11,877	28,823
合 計	564,525	26,802	21,371	16,477	17,945	123,173

(※1) 貸出金のうち、当座貸越6,961百万円は1年以内に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等の92百万円は、含めておりません。

(※3) 貸出金のうち、農林中央金庫向けの貸出金1,562百万円は、5年超に含めております。

6. 貯金及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金等(※)	760,862	2,019	2,345	74	135	—
借入金	4,200	600	—	—	—	—
合 計	765,062	2,619	2,345	74	135	—

(※) 貯金のうち要求払貯金148,876百万円については、「1年以内」に含めて開示しております。

また、貯金のうち定期預金は元金のみ開示し、総付補てん備金については含めておりません。

有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)地方債	4,500	4,334	△165
合 計		4,500	4,334	△165

(2) その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	(1) 国 債	—	—	—
	(2) 地方債	402	402	0
	(3) 社 債	563	566	3
	小 計	965	968	3
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	(1) 国 債	21,557	19,743	1,813
	(2) 地方債	37,712	35,610	2,102
	(3) 社 債	26,648	24,545	2,102
	小 計	85,917	79,899	6,018
合 計		86,882	80,867	△ 6,014

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位:百万円)

売却額	売却益	売却損
1,255	—	△ 111

退職給付に関する注記

1. 退職給付債務等の内容は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成28年12月16日)に基づき、簡便法により行っております。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,042百万円
退職給付費用	69百万円
退職給付の支払額	△ 44百万円
期末における退職給付引当金	1,067百万円

(3) 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,067百万円
退職給付引当金	1,067百万円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	69百万円
----------------	-------

2. 人件費(福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金13百万円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、95百万円となっております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産	
賞与引当金	10百万円
退職給付引当金	301百万円
減価償却費	50百万円
役員退職慰労引当金	25百万円
その他有価証券評価差額金	1,703百万円
その他	17百万円
繰延税金資産小計	2,108百万円
評価性引当額	△ 2,108百万円
繰延税金資産合計	—百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な原因は、次のとおりであります。

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.4%
事業分量配当金	△ 15.7%
住民税均等割等	2.3%
評価性引当額の増減	2.7%
法人税等の繰戻還付	△ 5.4%
その他	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.5%

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以降に開始する年度に解消が見込まれる一時差異について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の27.6%から28.3%に変更されました。この変更が与える影響はありません。

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始後のリース取引

(1) 以下のものについては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

- (リース資産の内容)
- ① 有形固定資産
勘定系端末機、テラーシステム等であります。
 - ② 無形固定資産
ALMシステムであります。

収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(単位:百万円)

剰余金処分計算書

	令和6年3月末	令和7年3月末
当期末処分剰余金	2,467	2,238
剰余金処分額	585	550
利益準備金	96	60
出資配当金	288	290
(普通出資に係る配当金)	(263)	(264)
(後配出資に係る配当金)	(25)	(25)
事業分量配当金	200	200
次期繰越剰余金	1,882	1,688

- 出資金の配当率 2.5%
後配出資金の配当率 0.902%
- 事業の利用分量に対する配当金の分配基準
貯金量(平均残高)に対し0.0199%
貸出金利息100円に対し11円95銭
- 次期繰越剰余金に含まれる教育情報資金の額15百万円

自己資本の充実の状況

自己資本調達手段の概要に関する事項

◇自己資本比率の状況

本会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでおります。

令和7年3月末における自己資本比率は、内部留保に努めた結果、16.15%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

本会の自己資本は、会員、准会員からの普通出資金の他、後配出資金により調達しております。

普通出資金

項 目	内 容
発 行 主 体	北海道信用漁業協同組合連合会
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	10,592百万円(前年度10,551百万円)

後配出資金

項 目	内 容
発 行 主 体	北海道信用漁業協同組合連合会
資 本 調 達 手 段 の 種 類	後配出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,850百万円(前年度2,850百万円)

また、自己資本比率の算出に当たっては、「自己資本比率算出規程」及び「自己資本比率算出事務要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しております。

これに基づき、本会が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めております。

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	令和6年3月末
コア資本に係る基礎項目(1)	
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	42,475
うち、出資金及び資本準備金の額	13,401
うち、再評価積立金の額	—
うち、利益剰余金の額	29,562
うち、外部流出予定額(△)	△ 489
うち、上記以外に該当するものの額	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	39
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	39
うち、適格引当金コア資本算入額	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
うち、回転出資金の額	—
うち、上記以外に該当するものの額	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	42,515
コア資本に係る調整項目(2)	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	60
うち、のれんに係るものの額	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	60
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—
適格引当金不足額	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—
前払年金費用の額	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	60
自己資本	
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	42,454
リスク・アセット等(3)	
信用リスク・アセットの額の合計額	251,198
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—
うち、上記以外に該当するものの額	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,324
信用リスク・アセット調整額	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	256,523
自己資本比率	
自己資本比率((ハ)／(ニ))	16.55%

(単位:百万円)

項 目	令和7年3月末
コア資本に係る基礎項目(1)	
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	42,321
うち、出資金及び資本準備金の額	13,442
うち、再評価積立金の額	—
うち、利益剰余金の額	29,369
うち、外部流出予定額(△)	△ 490
うち、上記以外に該当するものの額	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	33
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	33
うち、適格引当金コア資本算入額	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	42,355
コア資本に係る調整項目(2)	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	47
うち、のれんに係るものの額	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	47
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—
適格引当金不足額	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—
前払年金費用の額	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	47
自己資本	
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	42,308
リスク・アセット等(3)	
信用リスク・アセットの額の合計額	256,717
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—
勘定間の振替分	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,156
資本フロア調整額	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	261,873
自己資本比率	
自己資本比率((ハ)／(ニ))	16.15%

自己資本の充実に係る事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	令和6年3月末		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	9,564	—	—
我が国の地方公共団体向け	42,686	—	—
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	9,484	925	37
地方三公社向け	653	130	5
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	605,363	120,364	4,814
法人等向け	31,306	12,946	517
中小企業等・個人向け	128	89	3
抵当権付住宅ローン	8	0	0
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞債権	2,838	4,257	170
漁業信用基金協会等保証	18,098	1,809	72
出資等	1,608	1,608	64
上記以外	48,411	108,970	4,358
うち農林中央金庫等の対象普通出資等	40,943	102,357	4,094
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるものの額	—	—	—
合 計	770,152	251,103	10,044

(注)「エクスポージャーの期末残高」は、信用リスク削減効果適用前エクスポージャー残高を記載しております。

(単位: 百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	令和7年3月末		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	21,579	—	—
我が国の地方公共団体向け	53,990	—	—
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	17,871	1,763	70
地方三公社向け	618	123	4
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	619,444	124,146	4,965
法人等向け	26,728	10,775	431
中堅中小企業等・個人向け	8,010	6,495	259
不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け	2,940	4,410	176
信用保証協会等による保証付	18,514	1,851	74
株式等	1,608	1,608	64
上記以外	44,620	105,458	4,218
うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係る エクスポージャー	40,943	102,357	4,094
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
合 計	815,928	256,633	10,265

(注)「エクスポージャーの期末残高」は、CCF及び信用リスク削減効果適用前エクスポージャー残高を記載しております。

(2) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位: 百万円)

令和6年3月末		
粗利益額	オペレーショナル・ リスク相当額を8% で除して得た額 b=a×15% ÷8%	所要自己 資本額 c=b×4%
a		
2,839	5,324	212

(単位: 百万円)

令和7年3月末			
BI	BIC	オペレーショナル・ リスク相当額の 合計額を8%で 除して得た額 c=b÷8%	所要自己 資本額 d=c×4%
a	b=a×12%		
3,437	412	5,156	206

(注) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、本会では基礎的手法を採用しております。

(3) 所要自己資本額

(単位: 百万円)

令和6年3月末		令和7年3月末	
リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
256,523	10,260	261,873	10,474

信用リスクに関する事項

(1) 標準的手法に関する事項

本会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しております。また、信用リスク・アセットの算出に当たって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、右記の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしております。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、右記のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	—
法人等		

(2) 信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位: 百万円)

		令和6年3月末			令和7年3月末		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
			うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
法人	農林水産業	276	276	—	318	318	—
	製造業	301	301	—	400	400	—
	建設業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	648,626	60,922	—	666,757	58,580	—
	不動産業	85	—	—	85	—	—
	サービス業	22,339	21,525	—	26,360	25,546	—
	国・地方公共団体	52,148	9,837	42,311	83,467	19,242	64,224
	その他	36,936	4,035	28,255	29,161	1,501	27,241
個 人		7,149	7,149		5,676	5,676	
固 定 資 産 等		2,289			3,702		
合 計		770,154	104,048	70,567	815,931	111,266	91,466

(注1) 全て国内取引です。

(注2) 「貸出金等」とは、貸出金の他、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでおります。

(注3) 本会は、デリバティブ取引の取り扱いはありません。

(注4) 信用保証付債権も業種別に区分して記載しております。

(3) 信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

	令和6年3月末			令和7年3月末		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
1年以下	515,030	18,704	1,063	527,328	20,456	4,583
1年超3年以下	19,651	13,056	6,595	37,331	13,056	24,274
3年超5年以下	29,487	14,544	14,830	35,731	22,230	13,431
5年超7年以下	20,093	13,009	7,019	21,572	15,225	6,347
7年超	131,058	44,675	41,057	128,445	40,267	42,828
期限の定めなし	54,835	57	—	65,524	30	—
合 計	770,154	104,048	70,567	815,931	111,266	91,466

(注1) 全て国内取引です。

(注2) 「貸出金等」とは、貸出金、他、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでおります。

(4) 延滞等エクスポージャーの期末残高及び業種別の内訳

(単位:百万円)

		令和6年3月末	令和7年3月末
法人	農林水産業	27	27
	製造業	—	—
	建設業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	卸売・小売業	—	—
	金融・保険業	2,833	2,139
	不動産業	—	—
	サービス業	—	—
	国・地方公共団体	—	—
	その他	—	—
個 人		—	0
合 計		2,861	2,168

(注1) 全て国内取引です。

(注2) 「延滞等エクスポージャーの期末残高」には、信用保証付債権は含まれておりません。

(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		令和6年3月末				令和7年3月末				
		期首残高	期中増加	期中減少額		期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他			目的使用	その他	
一般貸倒引当金		31	39	—	31	39	39	33	—	39
個別貸倒引当金		122	27	94	27	27	27	28	—	27
法人	農林水産業	122	27	94	27	27	27	27	—	27
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		—	—	—	—	—	—	0	—	0

(注) 全て国内取引です。

(6) 貸出金償却の額

(単位: 百万円)

		令和6年3月末	令和7年3月末
法人	農林水産業	—	—
	製造業	—	—
	建設業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	卸売・小売業	—	—
	金融・保険業	—	—
	不動産業	—	—
	サービス業	—	—
	国・地方公共団体	—	—
	その他	—	—
	個 人	—	—
合 計		—	—

(7) 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位: 百万円)

		令和6年3月末		
		格付有	格付無	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	52,959	52,959
	10%	5,447	21,908	27,356
	20%	4,159	608,172	612,331
	35%	—	1	1
	50%	18,648	2,302	20,951
	75%	—	118	118
	100%	—	8,721	8,721
	150%	—	2,838	2,838
	200%	—	—	—
	250%	—	40,943	40,943
	1250%	—	—	—
	その他	—	—	—
自己資本控除額		—	—	—
合 計		28,255	737,965	766,220

(8) 資産(オフバランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位: 百万円)

リスク・ウェイト区分	令和7年3月末			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値(%)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	742,112	2	20	738,653
40%～70%	17,047	—	—	17,047
75%	540	73	65	592
80%	—	—	—	—
85%	7,384	15	85	7,277
90%～100%	4,911	2	91	4,906
105%～130%	—	—	—	—
150%	2,940	—	—	2,940
250%	40,961	—	—	40,961
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	815,899	95	67	812,379

(9) 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和7年3月末]

(単位:百万円、%)

項目	リスク・ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F(=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	576	—	576	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	21,579	—	21,579	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	53,990	—	53,990	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	4,807	—	4,807	—	480	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	13,063	—	12,813	—	1,281	10
地方三公社向け	20	618	—	618	—	123	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	619,389	2	616,175	2	124,135	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	27,529	—	27,529	—	11,977	44
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	7,539	92	7,399	81	6,364	85
（うちトラザクター向け）	45	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	20~150	389	—	389	—	132	34
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	389	—	389	—	132	34
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	2,139	—	2,139	—	3,209	150
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	52	—	52	—	10	20
信用保証協会等による保証付	0~10	18,514	—	18,514	—	1,851	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	1,645	—	1,645	—	1,645	100
上記以外	100~1250	44,062	—	44,062	—	105,504	239
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	100~250	40,943	—	40,943	—	102,357	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	18	—	18	—	46	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	3,100	—	3,100	—	3,100	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—	—
合 計(信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	256,717	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年3月末については、記載していません。

(10) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和7年3月末]

(単位:百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減効果適用後)													
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計							
我が国の中央政府及び中央銀行向け	21,579	—	—	—	—	—	21,579							
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—							
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—							
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の地方公共団体向け	53,990	—	—	—	—	—	—	53,990						
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—						
地方公共団体金融機関向け	—	4,807	—	—	—	—	—	4,807						
我が国の政府関係機関向け	—	12,813	—	—	—	—	—	12,813						
地方三公社向け	—	—	618	—	—	—	—	618						
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計						
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—						
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計					
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	607,178	9,000	—	—	—	—	—	—	616,178					
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計					
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計				
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	9,129	17,047	500	—	—	50	—	800	—	27,529				
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	100%	150%	250%	400%	その他	合計								
劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—								
株式等	1,645	—	—	—	—	1,645								
	45%	75%	85%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	91	7,277	112	—	7,481								
(うちトランザクター向け)	—	—	—	—	—	—								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向け(うち自己居住用不動産等向け)	—	—	—	—	389	—	—	—	—	—	—	—	—	389
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向け(うち賃貸用不動産向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計							
不動産関連向け(うち事業用不動産関連向け)	—	—	—	—	—	—	—							
	60%	その他	合計											
不動産関連向け(うちその他不動産関連向け)	—	—	—											
	100%	150%	その他	合計										
不動産関連向け(うちADC向け)	—	—	—	—	—									
	50%	100%	150%	その他	合計									
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	—	—	2,139	—	2,139									
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—									
	0%	10%	20%	100%	その他	合計								
現金	576	—	—	—	—	576								
取立未済手形	—	—	52	—	—	52								
信用保証協会等による保証付	—	18,514	—	—	—	18,514								
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—								

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年3月末については、記載していません。

信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用する等信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

本会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めております。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保、貸出金と本会貯金の相殺、保証」を適用しております。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いております。

また、貸出金と本会貯金の相殺については、

- ①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と本会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。
- ②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と本会貯金をいずれの時点においても特定することができること。
- ③本会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること。
- ④貸出金と本会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること。

の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と本会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としております。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区 分	令和6年3月末	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—
法人等向け	—	—
中小企業等・個人向け	—	0
抵当権付住宅ローン	—	7
不動産取得等事業向け	—	—
三月以上延滞債権	—	—
漁業信用基金協会等保証	—	—
その他	—	15
合 計	—	22

(単位:百万円)

区 分	令和7年3月末	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—
法人等向け	—	—
中堅中小企業等・個人向け	—	3
不動産関連向け	—	13
延滞等向け	—	—
上記以外	—	—
合 計	—	16

(注) 「適格金融資産担保」には、貸出金と本会貯金の相殺は含まれておりません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払を行う取引です。

本会では、いずれも取り扱い実績はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。

本会では、取り扱い実績はありません。

CVAリスクに関する事項

「CVAリスク」とは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクのことです。

本会では、取り扱い実績はありません。

マーケット・リスクに関する事項

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。本会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。本会では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○オペレーショナル・リスク管理

本会では、オペレーショナル・リスク管理の基本的な考え方として、理事会においてオペレーショナル・リスクの定義、管理体制、基本的管理プロセス等を定めております。

また、本会では、オペレーショナル・リスクをその特性に応じて分類し、適切にリスクを特定した上で分析・評価等を行うこととしております。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しております。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年3月末	令和7年3月末
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、本会においては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しております。

①子会社及び関連会社株式については、経営上も密接な連携を図ることにより、本会の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しております。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、定期的に適切な業況把握に努めております。

②その他有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めております。具体的には、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及びポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において年次運用方針を、経営層で構成するALM委員会が四半期ごとの運用方針を定めるとともに、経営層で構成する資金運用協議会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。運用部門は、資金運用協議会で決定された売買方針等に基づき有価証券の売買を行っております。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しております。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っております。

なお、これらの出資等または株式等の評価等については、①子会社及び関連会社株式については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定することとしております。②その他有価証券については、時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しております。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定することとしております。

また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしております。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和6年3月末		令和7年3月末	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	35,740		41,026	
合 計	35,740	—	41,026	—

(3) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する売却益・売却損・償却額はありません。

(4) 貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額(その他有価証券の評価損益等)

(単位:百万円)

	令和6年3月末		令和7年3月末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	—	—	—	—
非 上 場	—	2,797	—	6,018
合 計	—	2,797	—	6,018

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する評価益・評価損はありません。

金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利変動により発生するリスクのことです。

本会における、リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

本会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備等により厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

本会は、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析等を行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

月末を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

本会では、市場金利が上下1%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の50%相当額を満期5年までの期間に均等配賦（平均残存2.5年）して金利リスクを算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年となっております。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は0.003年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法及びその前提

本会は円通貨しか取り扱っておりません。

- ・スプレッドに関する前提（計算に当たって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。

なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用しておりません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提及びその意味（特に、水協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ と大きく異なる点）

特段ありません。

(2) 金利リスクに関する事項

IRRBB1:金利リスク

(単位:百万円)

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		令和6年3月末	令和7年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
1	上方パラレルシフト	6,388	6,655	605	912				
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0				
3	スティープ化	4,879	4,803						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	6,388	6,655	605	912				
		ホ		ヘ					
		令和6年3月末		令和7年3月末					
8	自己資本の額	42,454		42,308					

(注1)「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁・農水省告示第5号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法を変更しております。

(注2)「金利リスクに関する事項」の用語説明

- ・「 $\Delta E V E$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「 $\Delta N I I$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅をマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトにマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利低下に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

貯金の状況

(単位:百万円)

種類別、貯金者別貯金残高

			令和6年3月末		令和7年3月末	
			金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
貯金・譲渡性貯金	要求払貯金	当 座 貯 金	78,107	10.9%	88,115	11.5%
		普 通 貯 金	59,855	8.3%	60,118	7.9%
		貯 蓄 貯 金	37	0.0%	41	0.0%
		納 税 準 備 貯 金	0	0.0%	0	0.0%
		通 知 貯 金	1,000	0.1%	—	—
		別 段 貯 金	1,265	0.2%	599	0.1%
		計	140,266	19.5%	148,876	19.4%
	定期性貯金	定 期 貯 金	575,732	80.2%	616,519	80.5%
		(うち固定金利)	(575,721)	(80.2%)	(616,508)	(80.5%)
		(うち変動金利)	(10)	(0.0%)	(10)	(0.0%)
		定 期 積 金	48	0.0%	40	0.0%
		計	575,781	80.2%	616,560	80.6%
	貯 金 合 計		716,047	99.8%	765,436	100.0%
	譲 渡 性 貯 金		1,610	0.2%	—	—
	合 計		717,657	100.0%	765,436	100.0%
貯金者区分残高	員内	会 員	688,537	95.9%	736,138	96.2%
		組合員直接預り	2,649	0.4%	2,389	0.3%
		計	691,186	96.3%	738,527	96.5%
	員外	地 方 公 共 団 体	143	0.0%	151	0.0%
		金 融 機 関	—	—	—	—
		そ の 他	26,327	3.7%	26,756	3.5%
		計	26,470	3.7%	26,908	3.5%

(単位:百万円)

科目別貯金平均残高

	令和6年3月末		令和7年3月末		増 減
	平 均 残 高	構 成 比	平 均 残 高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	134,065	18.7%	135,705	18.5%	1,640
定 期 性 貯 金	577,924	80.8%	594,846	81.2%	16,922
そ の 他 の 貯 金	1,257	0.2%	734	0.1%	△ 523
計	713,247	99.7%	731,285	99.8%	18,038
譲 渡 性 貯 金	2,233	0.3%	1,362	0.2%	△ 871
合 計	715,480	100.0%	732,648	100.0%	17,168

(注1) 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋納税準備貯金＋通知貯金

(注2) 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

(単位:百万円)

財形貯蓄残高

	令和6年3月末	令和7年3月末
財 形 貯 蓄	2	1

貸出金の状況

(単位:百万円)

種類別・使途別・貸出者別貸出金残高

			令和6年3月末		令和7年3月末		増 減
			金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
割 引 手 形			—	—	—	—	—
手 形 貸 付			6,749	6.5%	8,636	7.8%	1,887
証 書 貸 付			83,240	80.2%	93,821	84.5%	10,581
当 座 貸 越			6,938	6.7%	6,961	6.3%	23
金 融 機 関 貸 付			6,848	6.6%	1,562	1.4%	△ 5,286
合 計			103,775	100.0%	110,981	100.0%	7,206
固 定 金 利 貸 出			88,020	84.8%	92,360	83.2%	4,340
変 動 金 利 貸 出			15,755	15.2%	18,621	16.8%	2,866
設 備 資 金			78,113	75.3%	84,413	76.1%	6,300
運 転 資 金			25,662	24.7%	26,568	23.9%	906
貸出者区分残高	員 内	会 員	76,408	73.6%	75,438	68.0%	△ 970
		組合員直接貸付	768	0.7%	874	0.8%	106
		計	77,176	74.4%	76,312	68.8%	△ 864
	員 外	地 方 公 共 団 体	9,847	9.5%	11,255	10.1%	1,408
		金 融 機 関	6,848	6.6%	1,562	1.4%	△ 5,286
		そ の 他	9,903	9.5%	21,851	19.7%	11,948
		計	26,598	25.6%	34,668	31.2%	8,070

(単位:百万円)

科目別貸出金平均残高

			令和6年3月末		令和7年3月末		増 減
			金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
割 引 手 形			—	—	—	—	—
手 形 貸 付			6,293	6.3%	5,846	5.6%	△ 447
証 書 貸 付			83,701	83.8%	90,003	86.8%	6,302
当 座 貸 越			3,021	3.0%	3,616	3.5%	595
金 融 機 関 貸 付			6,848	6.9%	4,197	4.1%	△ 2,651
合 計			99,864	100.0%	103,664	100.0%	3,800

(単位:百万円)

貸出金業種別残高

			令和6年3月末		令和7年3月末		増 減
			金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
農 林 水 産 業			79,958	77.0%	76,422	68.9%	△ 3,536
うち漁協等			60,269	58.0%	57,508	51.8%	△ 2,761
うち漁業(法人)			17,116	16.5%	18,228	16.5%	1,112
うち漁業(個人)			2,572	2.5%	686	0.6%	△ 1,886
水 産 加 工 業			381	0.4%	340	0.3%	△ 41
地 方 公 共 団 体 等			9,847	9.5%	11,255	10.1%	1,408
金 融 機 関			6,848	6.6%	1,562	1.4%	△ 5,286
小 売 業			0	0.0%	0	0.0%	0
そ の 他			6,740	6.5%	21,400	19.3%	14,660
合 計			103,775	100.0%	110,981	100.0%	7,206

(注)「金融・サービス業」「協同会社」「公益法人」は「その他」に合算しております。

主要な水産業関係の貸出金残高

(単位:百万円)

(1) 漁業種別等別

		令和6年3月末	令和7年3月末	増 減
漁業	海面漁業	234	232	△ 2
	海面養殖漁業	79	65	△ 14
	その他漁業	1	0	△ 1
漁業関係団体等		64,062	63,499	△ 563
合 計		64,378	63,797	△ 581

(注1) 本表は、水産業関係の貸出金残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出金残高(生活資金等)は含んでおりません。

(注2) 漁協・漁連・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております(地公体、金融機関に対する貸出は含めておりません)。

(2) 資金種類別

(単位:百万円)

		令和6年3月末	令和7年3月末	増 減
プロパー資金		36,625	35,268	△ 1,357
水産制度資金	水産制度資金	27,753	28,528	775
	漁業近代化資金	27,641	28,428	787
	その他制度資金	112	100	△ 12
合 計		64,378	63,797	△ 581

(注3) プロパー資金とは、制度資金以外の貸出及び転貸原資貸出です。

(注4) 水産制度資金には、(1) 地方公共団体等が直接的または間接的に融資するもの、(2) 地方公共団体等が利子補給等を行うことで信漁連が低利で融資するもの、(3) 日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは(2)のみを掲載しております。

〔受託貸付金〕

(単位:百万円)

	令和6年3月末	令和7年3月末	増 減
日本政策金融公庫資金 (農 林 水 産 事 業)	2,861	2,335	△ 526

(注5) 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を掲載しております。

(単位:百万円)

貸出金の担保別・保証別内訳残高

	令和6年3月末	令和7年3月末	増 減
貯 金 等	3,916	3,587	△ 329
有 価 証 券	—	—	—
不 動 産	167	163	△ 4
動 産	13	7	△ 5
そ の 他 担 保	4	—	△ 4
計	4,101	3,758	△ 343
漁 信 基 保 証	18,098	18,514	415
そ の 他 保 証	400	494	94
計	18,498	19,008	510
信 用	81,175	88,214	7,039
合 計	103,775	110,981	7,205

(単位:百万円)

債務保証担保別内訳

	令和6年3月末	令和7年3月末	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	1	0	△ 1
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	1	0	△ 1
信 用	127	111	△ 16
合 計	129	112	△ 17

(単位:百万円)

貸倒引当金の内訳

	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	31	39	—	31	39	39	33	—	39	33
個別貸倒引当金	122	27	94	27	27	27	28	—	27	28
合 計	153	67	94	58	67	67	61	—	67	61

(単位:百万円)

貸出金償却

	令和5年度	令和6年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

信用事業命令に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年3月末	—	—	—	—	—
	令和7年3月末	0	—	—	0	0
危 険 債 権	令和6年3月末	27	—	—	27	27
	令和7年3月末	27	—	—	27	27
要 管 理 債 権	令和6年3月末	143	—	143	—	143
	令和7年3月末	1,998	—	58	—	58
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和6年3月末	143	—	143	—	143
	令和7年3月末	58	—	58	—	58
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和6年3月末	—	—	—	—	—
	令和7年3月末	1,940	—	—	—	—
小 計	令和6年3月末	171	—	143	27	171
	令和7年3月末	2,026	—	58	28	86
正 常 債 権	令和6年3月末	103,876				
	令和7年3月末	109,228				
合 計	令和6年3月末	104,048				
	令和7年3月末	111,254				

(注1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2)危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(注3)要管理債権

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

(注4)三月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

(注5)貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(注6)正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題が無いものとして、注1、注2、注4、注5に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

有価証券の状況

(単位:百万円)

種類別有価証券平均残高

	令和6年3月末		令和7年3月末		増 減
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
国 債	9,634	14.5%	15,662	19.1%	6,028
地 方 債	27,955	42.0%	38,779	47.2%	10,824
政府保証債	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—
社 債	28,947	43.5%	27,719	33.7%	△ 1,227
外 国 証 券	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	—	—
合 計	66,537	100.0%	82,162	100.0%	15,624

(単位:百万円)

有価証券残存期間別残高

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合 計
令和6年3月末	国 債	—	—	—	—	395	8,159	—	8,554
	地 方 債	600	301	10,216	3,021	13,260	4,693	—	32,094
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	400	6,288	4,607	3,947	4,217	7,598	—	27,059
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
	受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和7年3月末	国 債	—	11,954	—	—	376	7,413	—	19,743
	地 方 債	300	6,377	9,970	4,379	15,355	4,129	—	40,512
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	4,194	5,719	3,110	1,635	3,585	6,865	—	25,111
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
	受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)残存期間は、償還を考慮した平均残存期間としております。

有価証券の取得価額、時価及び評価損益

有価証券

(単位:百万円)

	令和6年3月末			令和7年3月末		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
満期保有目的の債券	—	—	—	4,500	—	—
その他有価証券	70,503	67,708	△ 2,795	86,882	80,867	△ 6,014
合 計	70,503	67,708	△ 2,795	91,382	80,867	△ 6,014

(注1) 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。取得価額は、取得価額又は償却原価によっております。

① 満期保有目的の債券については、取得価額が貸借対照表価額として計上されております。

② その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

(注2) 売買目的有価証券については保有していません。

金銭の信託

(単位:百万円)

	令和6年3月末			令和7年3月末		
	帳簿価額	時 価	評価損益	帳簿価額	時 価	評価損益
合同運用指定金銭信託	4,000	—	—	—	—	—

(単位:%)

保有有価証券の利回り

		令和6年3月末	令和7年3月末
国	債	0.526	0.497
地	方	0.461	0.546
政	府	—	—
金	融	—	—
社	債	0.562	0.558
外	国	—	—
受	益	—	—
合	計	0.510	0.538

オフバランス取引の状況

本会では、令和6年3月末及び令和7年3月末時点において
オフバランス取引に係る契約はありません。

先物取引の時価情報

本会では、令和6年3月末及び令和7年3月末時点において
先物取引に係る契約はありません。

オプション取引の時価情報

本会では、令和6年3月末及び令和7年3月末時点において
オプション取引に係る契約はありません。

受託業務・為替業務の状況

(単位:百万円)

受託貸付金の残高

受 託 先		令和6年3月末	令和7年3月末
日本政策金融公庫(農林水産事業)		2,861	2,335
日本政策金融公庫(国民生活事業)		14	11
独立行政法人住宅金融支援機構		1,273	1,000
独立行政法人福祉医療機構		0	—
合 計		4,149	3,346

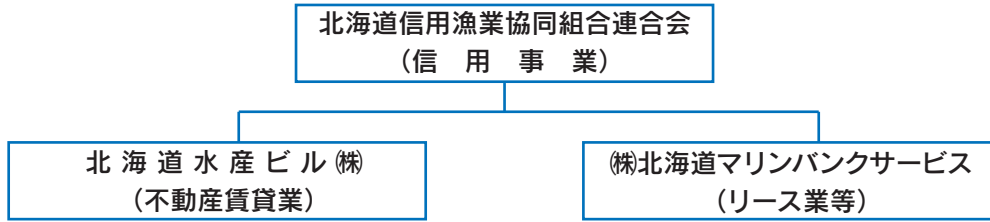
(単位:件、百万円)

内国為替の取扱実績

			令和5年度		令和6年度	
			仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
種 類	送 金 ・ 振 込	件 数	158,264	178,747	162,595	171,594
		金 額	666,321	835,739	739,786	1,001,634
	代 金 取 立	件 数	1	0	1	1
		金 額	0	—	0	2
	合 計	件 数	158,265	178,747	162,596	171,595
		金 額	666,322	835,739	739,786	1,001,636

連結情報

グループの事業系統図



子会社等について

会社名	事業内容	所在地	設立年月日	資本金 (百万円)	信漁連 出資比率
北海道水産ビル(株)	不動産賃貸業	札幌市中央区北3条西7丁目1番地	昭和38年8月26日	100	85.0% (0)
(株)北海道マリンバンクサービス	漁協系統の各事業に関連するリース業等	札幌市中央区北3条西7丁目1番地	平成2年8月8日	10	100.0% (0)

(注)信漁連出資比率の()内は信漁連グループの出資比率(当該会社に対する信漁連を除く信漁連の子会社等の出資比率)

事業の概況

北海道信用漁業協同組合連合会

国内経済は、雇用・所得環境の改善がみられるものの、物価上昇の影響等により、先行きに不透明感があります。
金融機関の経営環境は、日本銀行の政策金利引上げに伴い、リスク管理態勢を強化した資金運用が求められています。
道内漁業は、海洋環境の変化により水産資源が減少傾向にあり、依然として魚種や地域による水揚げ格差が見られる等、厳しい環境が続いております。
本会は、海洋環境の変化等による影響を受けた漁業者に対する金融対策を実施したほか、浜の資金需要を的確に把握した融資推進に取り組みました。
また、「道内漁協系統信用事業のあり方の方向性」の取りまとめやマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の強化に取り組みしました。
本年度の事業実績は下記の通りで、収支につきましては、当初計画を上回る当期剰余金を計上することが出来ました。

北海道水産ビル(株)

安定的な経営基盤に支えられながら、漁協系統団体中心に事務室の賃貸及び貸会議室等の業務を行っております。

(株)北海道マリンバンクサービス

漁協向けを中心としたリース事業、物品販売事業を行っております。

連結ベースの直近5年間の 主要な経営指標

(単位:百万円)

	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
経常収益	6,336	6,210	6,042	5,862	6,037
経常利益	925	859	844	651	361
当期剰余金	617	707	773	560	371
純資産額	45,205	44,693	43,347	42,533	39,245
総資産額	729,674	744,689	785,436	768,391	810,900
連結自己資本比率	18.12%	17.72%	16.73%	17.24%	16.89%

(注)「連結自己資本比率」については、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。

連結ベースの事業別経常収益等

		令和6年3月末	令和7年3月末
信用事業	経常収益	5,165	5,357
	経常利益	501	228
	資産	767,437	809,981
不動産賃貸業	経常収益	299	281
	経常利益	131	110
	資産	649	634
その他事業	経常収益	397	398
	経常利益	18	22
	資産	304	284
合 計	経常収益	5,862	6,037
	経常利益	651	361
	資産	768,391	810,900

(注) その他事業は、リース業・物品販売業です。

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社数 2社
② 非連結子会社数 0社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当なし

(3) 連結される子会社等の事業年度等に関する事項

- ① 連結子会社の決算日は次のとおりであります。
2月末日 1社
3月末日 1社
② 2月末日を決算日とする連結子会社については、決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 連結される子会社等の資産及び負債の評価に関する事項
法人税法の規定に基づき行っております。

(5) 連結調整勘定の償却に関する事項 該当なし

(6) 利益処分項目等の取り扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

連結貸借対照表

科 目	令和6年3月末	令和7年3月末
(資 産 の 部)		
現金・預け金	553,185	568,048
買入金銭債権	645	418
金銭の信託	4,000	—
有価証券	67,708	85,367
貸出金	103,348	110,515
その他の資産	1,701	3,588
固定資産	1,964	1,862
有形固定資産	1,879	1,796
無形固定資産	85	66
外部出資	35,645	40,931
長期前払費用	112	97
繰延税金資産	16	17
債務保証見返	129	112
貸倒引当金	△66	△60
資産の部合計	768,391	810,900
(負 債 の 部)		
貯借金	715,808	763,448
用金	7,100	4,800
代理業務勘定	—	3
その他の負債	1,411	1,832
諸引当金	331	353
退職給付に係る負債	1,077	1,105
債務保証	129	112
負債の部合計	725,858	771,655
(純 資 産 の 部)		
会 員 資 本	45,011	44,934
出 資 金	13,401	13,442
利 益 剰 余 金	31,609	31,492
評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 2,797	△ 6,018
その他有価証券評価差額金	△ 2,797	△ 6,018
非支配株主持分	319	329
純資産の部合計	42,533	39,245
負債及び純資産の部合計	768,391	810,900

連結損益計算書

科 目	令和6年3月末	令和7年3月末
経 常 収 益	5,862	6,037
資 金 運 用 収 益	4,101	4,858
（貸出金利息）	(1,209)	(1,059)
（預け金利息）	(395)	(787)
（有価証券利息配当金）	(355)	(442)
（その他の受入利息）	(2,140)	(2,568)
役 務 取 引 等 収 益	359	366
そ の 他 事 業 収 益	1,306	721
そ の 他 経 常 収 益	95	90
経 常 費 用	5,211	5,676
資 金 調 達 費 用	1,799	2,222
（貯金利息）	(1,498)	(1,921)
（譲渡性貯金利息）	(0)	(0)
（その他の支払利息）	(300)	(300)
役 務 取 引 等 費 用	465	476
そ の 他 事 業 費 用	645	663
事 業 管 理 費	2,295	2,312
そ の 他 経 常 費 用	6	0
（貸倒引当金繰入額）	(6)	(-)
（その他の経常費用）	(0)	(0)
経 常 利 益	651	361
特 別 利 益	-	124
（固定資産処分益）	(-)	(124)
特 別 損 失	1	2
（固定資産処分損）	(1)	(2)
税金等調整前当期利益	649	483
法人税、住民税及び事業税	74	101
法 人 税 等 調 整 額	0	△1
当 期 利 益	574	383
非支配株主に帰属する当期利益	13	11
当 期 剰 余 金	560	371

連結注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 有価証券(買入金銭債権、外部出資を含む。)の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。
 - 満期保有目的の債券は、移動平均法による償却原価法(定額法)によっております。
 - 子会社等株式は、移動平均法による原価法であります。
 - その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法であります。
 - その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりであります。
 - 有形固定資産(リース資産を除く。)
 - 減価償却資産の償却方法は、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、それ以外の減価償却資産は定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 14年～50年 その他 2年～30年
 - 無形固定資産(リース資産を除く。)
 - ソフトウェアについては、利用可能期間(原則5年)に基づく定額法により償却しております。 - リース資産
 - リース資産のうち、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 引当金の計上基準は、次のとおりであります。
 - 貸倒引当金は、資産自己査定実施要領、経理規程、貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを連合会の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しております。
すべての債権は、資産自己査定実施要領に基づき、業務関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が査定結果を監査しております。
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(当事業年度末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法)に基づき、必要額を計上しております。
 - 賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 役員退職慰労引当金は、役員の退任慰労金支払いに備えるため、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 修繕引当金は、建物の大規模修繕に備えるため、修繕に要する費用の見込額を計上しております。
- 収益及び費用の計上基準は以下のとおりです。
連合会は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
- リース取引の処理方法は次のとおりであります。
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計上の見積りに関する注記

- 会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
 - 貸倒引当金
 - 当年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金60百万円
 - 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
ア 算出方法
貸倒引当金の算出方法は「重要な会計方針に関する注記」3(1)に記載しております。
 - 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合

- は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 金融商品の時価
 - 当年度に係る計算書類に計上した額
「金融商品に関する注記」2.金融商品の時価等に関する事項に記載しております。
 - 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
ア 算出方法
金融商品の時価の算出方法は「金融商品に関する注記」3.金融商品の時価の算定方法に記載しております。
 - 主要な仮定
主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イーランドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
 - 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

- 有形固定資産の減価償却累計額は5,910百万円であります。
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機、複写機器等の一部については、リース契約により使用しております。
- 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	系統預け金	30,000百万円
	その他の資産	0百万円
担保資産に対応する債務	未決済為替借	一百万円
	別段貯金	0百万円
- リスク管理債権の内訳は次のとおりであります。
 - 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は0百万円、危険債権は27百万円であります。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)であります。
 - 債権のうち、三月以上延滞債権額は、58百万円であります。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。
 - 債権のうち、貸出条件緩和債権は1,940百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものであります。
 - 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,026百万円であります。
なお、上記(1)から(4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は19,503百万円であります。これらの原契約期間はすべて1年以内であります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。
また、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

金融商品に関する注記

- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
連合会は、北海道を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地のJFが会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を持っております。
連合会は主に、会員JFが組合員等から預かった貯金の再預かりを行う一方で、会員JF等に必要な資金の貸付け、及び会員JFが組合員に対して行う貸付資金の原資を供給する再預け転貸方式に基づき事業を行っております。また、余裕資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債、地方債等の有価証券による運用を行っております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
連合会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金、預け金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

す。決算日現在における貸出金のうち、69.96%は水産業に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、預け金は主に農林中央金庫に対するものであり、預入先の信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。有価証券は債券及び外部出資であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金については、日本銀行の成長基盤強化政策に基づく農林中央金庫からの借入金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

連合会は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、本店に審査指導部を設置し、各支店との連携を図りながら与信審査を行っております。審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画管理部において信用情報や時価の把握を定期的に行うこととしております。

② 市場リスクの管理

連合会では、金利リスク、価格変動リスク等の市場リスクを的確に管理することにより、収益及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び連合会の保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において年次運用方針を、経営層で構成するALM委員会が四半期ごとの運用方針を定めるとともに、経営層で構成する資金運用協議会を定期的に開催し、日常的な情報交換及び売買方針等の意思決定を行っております。運用部門は、資金運用協議会で決定された売買方針等に基づき、有価証券の売買を行っております。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しております。

③ 連合会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。連合会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「買入金銭債権」、「有価証券」、「貯金」及び「借入金」であります。

連合会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が805百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

④ 資金調達に係る流動性リスクの管理

連合会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めております。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、運用方針等の策定の際に検討を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む。)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む。)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない出資等は、次表には含めておりません(4.参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	567,471	561,240	△ 6,231
(2) 買入金銭債権	418	418	—
(3) 有価証券	85,367	85,202	△ 165
満期保有目的の債券	4,500	4,334	△ 165
その他有価証券	80,867	80,867	—
(4) 貸出金	110,515		
貸倒引当金(※)	△ 32		
	110,483	108,861	△ 1,621
資産計	763,742	755,723	△ 8,019
(1) 貯金等	763,448	762,263	△ 1,184
(2) 借入金	4,800	4,787	△ 12
負債計	768,248	767,051	△ 1,197

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預け金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を算定しております。

また、預け金には、期限前解約特約預金(コーラブル預金)が含まれており、合理的に算定された価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

取引金融機関から提示された価格等によっております。

(3) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証書貸付金によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付、割引手形については、短期間で償還されることから、時価は簿価と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 貯金等

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いて現在価値を算定しております。

4. 市場価格のない出資等は次のとおりであり、「2.金融商品の時価等に関する事項」に含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
(1)系統出資	39,625
(2)系統外出資	1,305
合 計	40,931

5. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	522,471	—	—	—	—	45,000
買入金銭債権	—	—	—	37	32	349
有価証券	4,871	14,436	10,436	6,736	6,036	48,999
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	4,500
その他有価証券のうち満期があるもの	4,871	14,436	10,436	6,736	6,036	44,499
貸出金(※)	37,020	12,236	10,841	9,639	11,860	28,823
合 計	564,363	26,673	21,277	16,413	17,928	123,173

(※1) 貸出金のうち、当座貸越6,961百万円は1年以内に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等の92百万円は、含めておりません。

(※3) 貸出金のうち、農林中央金庫向けの貸出金1,562百万円は、5年超に含めております。

6. 貯金及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金等(※)	758,873	2,019	2,345	74	135	—
借入金	4,200	600	—	—	—	—
合 計	763,073	2,619	2,345	74	135	—

(※) 貯金のうち要求払貯金148,687百万円については、「1年以内」に含めて開示しております。

また、貯金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補てん備金については含めておりません。

有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)地方債	4,500	4,334	△165
合 計		4,500	4,334	△165

(2) その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	(1)国 債	—	—	—
	(2)地方債	402	402	0
	(3)社 債	563	566	3
	小 計	965	968	3
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	(1)国 債	21,557	19,743	△ 1,813
	(2)地方債	37,712	35,610	△ 2,102
	(3)社 債	26,648	24,545	△ 2,102
	小 計	85,917	79,899	△ 6,018
合 計		86,882	80,867	△ 6,014

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位:百万円)

売却額	売却益	売却損
1,255	—	111

退職給付に関する注記

1. 退職給付債務等の内容は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計上にあたっては、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成28年12月16日)に基づき、簡便法により行っております。

(2) 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	1,077百万円
退職給付費用	73百万円
退職給付の支払額	△ 45百万円
期末における退職給付に係る負債	1,105百万円

(3) 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

退職給付債務	1,105百万円
退職給付に係る負債	1,105百万円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	73百万円
----------------	-------

2. 人件費(福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金13百万円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、95百万円となっております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産	
未払事業税	1百万円
退職給付引当金	12百万円
役員退職慰労引当金	3百万円
繰延税金資産小計	18百万円
評価性引当額	△ 0百万円
繰延税金資産合計	17百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な原因は、次のとおりであります。

法定実効税率	27.6%
(調整)	
その他	△ 6.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.8%

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始後のリース取引

(1) 以下のものについては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(リース資産の内容)

- ① 有形固定資産 勘定系端末機、テラーシステム等であります。
- ② 無形固定資産 ALMシステムであります。

収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(単位:百万円)

連結キャッシュ・フロー計算書

科 目	令和6年3月末	令和7年3月末
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	649	483
減価償却費	195	177
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 85	△ 6
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	14	27
その他の引当金の増減額(△は減少)	9	21
資金運用収益	△ 4,101	△ 4,858
資金調達費用	1,799	2,222
有価証券関係損益(△は益)	82	86
金銭の信託の運用損益(△は益)	△ 8	△ 1
固定資産処分損益(△は益)	1	△ 122
貸出金の純増減(△は純増)	△ 3,224	△ 7,167
預け金の純増減(△は純増)	24,500	7,438
貯金の純増減(△は純減)	△ 14,392	47,639
借入金の純増減(△は純減)	△ 1,800	△ 2,300
資金運用による収入	4,108	4,611
資金調達による支出	△ 1,785	△ 2,002
事業分量配当金の支払額	△ 200	△ 200
その他	302	△ 1,259
小 計	6,065	44,791
法人税等の支払額	△ 72	△ 35
事業活動によるキャッシュ・フロー	5,993	44,755
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 16,192	△ 23,975
有価証券の売却による収入	2,360	1,255
有価証券の償還による収入	6,197	1,754
金銭の信託の減少による収入	3,000	4,000
固定資産の取得による支出	△ 123	△ 83
固定資産の売却による収入	7	130
外部出資による支出	—	△ 5,286
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,751	△ 22,204
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	55	40
出資配当金の支払額	△ 287	△ 288
非支配株主への配当金の支払額	△ 0	△ 0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 232	△ 249
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	1,009	22,300
6 現金及び現金同等物の期首残高	28,175	29,184
7 現金及び現金同等物の期末残高	29,184	51,485

(注)資金の範囲は、以下のとおりとしております。

連結貸借対照表上の現金、預け金中の普通預け金、特別通知預け金(ただし、期間3カ月以内のもの)

(単位:百万円)

連結剰余金計算書

科 目	令和6年3月末	令和7年3月末
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	—	—
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	31,536	31,609
2 利益剰余金増加高	560	371
当期剰余金	560	371
3 利益剰余金減少高	487	489
配当金	487	489
4 利益剰余金期末残高	31,609	31,492

信用事業命令に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年3月末	—	—	—	—	—
	令和7年3月末	0	—	—	0	0
危 険 債 権	令和6年3月末	27	—	—	27	27
	令和7年3月末	27	—	—	27	27
要 管 理 債 権	令和6年3月末	143	—	143	—	143
	令和7年3月末	1,998	—	58	—	58
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和6年3月末	143	—	143	—	143
	令和7年3月末	58	—	58	—	58
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和6年3月末	—	—	—	—	—
	令和7年3月末	1,940	—	—	—	—
小 計	令和6年3月末	171	—	143	27	171
	令和7年3月末	2,026	—	58	28	86
正 常 債 権	令和6年3月末	103,876				
	令和7年3月末	109,228				
合 計	令和6年3月末	104,048				
	令和7年3月末	111,254				

(注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(注3) 要管理債権

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

(注4) 三月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

(注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題が無いものとして、注1、注2、注4、注5に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和7年3月末における連結自己資本比率は、16.89%となりました。

また、本会の連結グループの自己資本は、会員、准会員からの普通出資金の他、後配出資金により調達しております。

普通出資金

項 目	内 容
発 行 主 体	北海道信用漁業協同組合連合会
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に 算入した額	10,592百万円(前年度10,551百万円)

後配出資金

項 目	内 容
発 行 主 体	北海道信用漁業協同組合連合会
資 本 調 達 手 段 の 種 類	後配出資
コア資本に係る基礎項目に 算入した額	2,850百万円(前年度2,850百万円)

本会の連結グループでは、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出し、本会の連結グループが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めております。

自己資本の構成に関する事項

(単位: 百万円)

項 目	令和6年3月末
コア資本に係る基礎項目(1)	
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	44,517
うち、出資金及び資本準備金の額	13,401
うち、再評価積立金の額	—
うち、利益剰余金の額	31,609
うち、外部流出予定額(△)	△ 494
うち、上記以外に該当するものの額	—
コア資本に算入される評価・換算差額等	—
うち、退職給付に係るものの額	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	38
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	38
うち、適格引当金コア資本算入額	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
うち、回転出資金の額	—
うち、上記以外に該当するものの額	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	44,555
コア資本に係る調整項目(2)	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	61
うち、のれんに係るものの額	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	61
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—
適格引当金不足額	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—
退職給付に係る資産の額	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	61
自己資本	
自己資本の額((イ)－(ロ))(ハ)	44,494
リスク・アセット等(3)	
信用リスク・アセットの額の合計額	252,175
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—
うち、上記以外に該当するものの額	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,879
信用リスク・アセット調整額	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	258,054
連結自己資本比率	
連結自己資本比率((ハ)／(ニ))	17.24%

(単位:百万円)

項 目	令和7年3月末
コア資本に係る基礎項目(1)	
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	44,439
うち、出資金及び資本準備金の額	13,442
うち、再評価積立金の額	—
うち、利益剰余金の額	31,492
うち、外部流出予定額(△)	△ 495
うち、上記以外に該当するものの額	—
コア資本に算入される評価・換算差額等	—
うち、退職給付に係るものの額	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	32
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	32
うち、適格引当金コア資本算入額	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	44,471
コア資本に係る調整項目(2)	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	47
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	47
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—
適格引当金不足額	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—
前払年金費用の額	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	47
自己資本	
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	44,423
リスク・アセット等(3)	
信用リスク・アセットの額の合計額	257,730
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—
資本フロア調整額	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,145
資本フロア調整額	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	262,876
連結自己資本比率	
連結自己資本比率((ハ)／(ニ))	16.89%

自己資本の充実にに関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	令和6年3月末		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	9,564	—	—
我が国の地方公共団体向け	42,686	—	—
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	9,484	925	37
地方三公社向け	653	130	5
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	605,363	120,364	4,814
法人等向け	31,306	12,946	517
中小企業等・個人向け	128	89	3
抵当権付住宅ローン	8	0	0
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞債権	2,838	4,257	170
漁業信用基金協会等保証	18,098	1,809	72
出資等	1,513	1,513	60
上記以外	49,441	109,999	4,399
うち農林中央金庫等の対象普通出資等	40,943	102,357	4,094
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるものの額	—	—	—
合 計	771,086	252,038	10,081

(注)「エクスポージャーの期末残高」は、信用リスク削減効果適用前エクスポージャー残高を記載しております。

(単位: 百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	令和7年3月末		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	21,579	—	—
我が国の地方公共団体向け	53,990	—	—
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	17,871	1,763	70
地方三公社向け	618	123	4
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	619,444	124,146	4,965
法人等向け	26,728	10,775	431
中堅中小企業等・個人向け	7,544	6,098	243
不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け	2,940	4,410	176
信用保証協会等による保証付	18,514	1,851	74
株式等	1,513	1,513	60
上記以外	46,080	106,918	4,276
うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係る エクスポージャー	40,943	102,357	4,094
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
合 計	816,826	257,601	10,304

(注)「エクスポージャーの期末残高」は、CCF及び信用リスク削減効果適用前エクスポージャー残高を記載しております。

(2) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位: 百万円)

令和6年3月末		
粗利益額	オペレーショナル・ リスク相当額を8% で除して得た額 b=a×15% ÷8%	所要自己 資本額 c=b×4%
a		
3,135	5,879	235

(単位: 百万円)

令和7年3月末			
BI	BIC	オペレーショナル・ リスク相当額の 合計額を8%で 除して得た額 c=b÷8%	所要自己 資本額 d=c×4%
a	b=a×12%		
3,430	411	5,145	205

(注) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、本会では基礎的手法を採用しております。

(3) 所要自己資本額

(単位:百万円)

令和6年3月末		令和7年3月末	
リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
258,054	10,322	262,876	10,515

信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方法及び手続きの概要

本会の連結グループにおける信用リスク管理は、本会の手続と同様に行っております。

(2) 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しております。また、信用リスク・アセットの算出に当たって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、右記の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしております。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、右記のとおりです。

エクスポートジャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	—
法人等		

(3) 信用リスクに関するエクスポートジャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

		令和6年3月末			令和7年3月末		
		信用リスクに関するエクスポートジャーの残高			信用リスクに関するエクスポートジャーの残高		
			うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
法人	農林水産業	276	276	—	318	318	—
	製造業	301	301	—	400	400	—
	建設業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	648,626	60,922	—	666,757	58,580	—
	不動産業	—	—	—	—	—	—
	サービス業	21,902	21,097	—	25,884	25,079	—
	国・地方公共団体	52,148	9,837	42,311	83,467	19,242	64,224
	その他	36,936	4,035	28,255	29,161	1,501	27,241
個 人		7,149	7,149		5,676	5,676	
固 定 資 産 等		3,747			5,162		
合 計		771,089	103,620	70,567	816,829	110,800	91,466

(注1) 全て国内取引です。

(注2) 「貸出金等」とは、貸出金の他、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートジャーを含んでおります。

(注3) 本会の連結グループは、デリバティブ取引の取り扱いはありません。

(注4) 基金協会保証付債権も業種別に区分して記載しております。

(4) 信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位: 百万円)

	令和6年3月末			令和7年3月末		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
1年以下	515,000	18,674	1,063	547,782	20,438	4,583
1年超3年以下	19,504	12,908	6,595	37,186	12,911	24,274
3年超5年以下	29,237	14,294	14,830	35,428	21,927	13,431
5年超7年以下	20,093	13,009	7,019	21,572	15,225	6,347
7年超	131,058	44,675	41,057	128,445	40,267	42,828
期限の定めなし	56,197	57	—	46,416	30	—
合 計	771,089	103,620	70,567	816,829	110,800	91,466

(注1) 全て国内取引です。

(注2) 「貸出金等」とは、貸出金の他、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでおります。

(5) 延滞等エクスポージャーの期末残高及び業種別の内訳

(単位: 百万円)

		令和6年3月末	令和7年3月末
法人	農林水産業	27	27
	製造業	—	—
	建設業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	卸売・小売業	—	—
	金融・保険業	2,833	2,139
	不動産業	—	—
	サービス業	—	—
	国・地方公共団体	—	—
	その他	—	—
個 人		—	—
合 計		2,861	2,168

(注1) 全て国内取引です。

(注2) 「延滞等エクスポージャーの期末残高」には、信用保証付債権は含まれておりません。

(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位: 百万円)

		令和6年3月末				令和7年3月末				
		期首残高	期中増加	期中減少額		期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他			目的使用	その他	
一般貸倒引当金		29	38	—	29	38	38	32	—	32
個別貸倒引当金		122	27	94	27	27	27	28	—	28
法人	農林水産業	122	27	94	27	27	27	27	—	27
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		—	—	—	—	—	—	0	—	0

(注) 全て国内取引です。

(7)貸出金償却の額

(単位:百万円)

		令和6年3月末	令和7年3月末
法人	農林水産業	—	—
	製造業	—	—
	建設業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	卸売・小売業	—	—
	金融・保険業	—	—
	不動産業	—	—
	サービス業	—	—
	国・地方公共団体	—	—
	その他	—	—
	個人	—	—
合計		—	—

(8)信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位:百万円)

		令和6年3月末		
		格付有	格付無	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	52,959	52,959
	10%	5,447	21,908	27,356
	20%	4,159	608,172	612,331
	35%	—	1	1
	50%	18,648	2,302	20,951
	75%	—	118	118
	100%	—	9,655	9,655
	150%	—	2,838	2,838
	200%	—	—	—
	250%	—	40,943	40,943
	1250%	—	—	—
	その他	—	—	—
自己資本控除額		—	—	—
合計		28,255	738,899	767,155

(9)資産(オフバランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	令和7年3月末			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値(%)	資産の額および与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	742,112	2	20	738,650
40%～70%	17,047	—	—	17,047
75%	540	73	65	592
80%	—	—	—	—
85%	6,917	15	85	6,810
90%～100%	6,276	2	91	6,273
105%～130%	—	—	—	—
150%	2,940	—	—	2,940
250%	40,979	—	—	40,979
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	816,815	95	67	813,295

(10) 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和7年3月末]

(単位:百万円、%)

項目	リスク・ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F(=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	576	—	576	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	21,579	—	21,579	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	53,990	—	53,990	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	4,807	—	4,807	—	480	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	13,063	—	12,813	—	1,281	10
地方三公社向け	20	618	—	618	—	123	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	619,389	2	616,175	2	124,135	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	27,529	—	27,529	—	11,977	44
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	7,073	92	6,932	81	5,967	85
（うちトラザクター向け）	45	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	20~150	389	—	389	—	132	34
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	389	—	389	—	132	34
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	2,139	—	2,139	—	3,209	150
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	52	—	52	—	10	20
信用保証協会等による保証付	0~10	18,514	—	18,514	—	1,851	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	1,550	—	1,550	—	1,550	100
上記以外	100~1250	45,540	—	45,540	—	107,009	235
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	100~250	40,943	—	40,943	—	102,357	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	36	—	36	—	91	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	4,560	—	4,560	—	4,560	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—	—
合 計(信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	257,730	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年3月末については、記載していません。

(11) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果을 勘案した後のエクスポージャーの額

[令和7年3月末]

(単位:百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減効果適用後)													
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計							
我が国の中央政府及び中央銀行向け	21,579	—	—	—	—	—	21,579							
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—							
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—							
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の地方公共団体向け	53,990	—	—	—	—	—	—	53,990						
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—						
地方公共団体金融機関向け	—	4,807	—	—	—	—	—	4,807						
我が国の政府関係機関向け	—	12,813	—	—	—	—	—	12,813						
地方三公社向け	—	—	618	—	—	—	—	618						
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計						
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—						
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計					
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	607,178	9,000	—	—	—	—	—	—	616,178					
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計					
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計				
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	9,129	17,047	500	—	—	50	—	800	—	27,529				
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	100%	150%	250%	400%	その他	合計								
劣後債券及びその他の資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
株式等	1,550	—	—	—	—	1,550	—	—	—	—				
	45%	75%	85%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	91	6,810	112	—	7,014	—	—	—	—				
(うちトランザクター向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向け(うち自己居住用不動産等向け)	—	—	—	—	389	—	—	—	—	—	—	—	—	389
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向け(うち賃貸用不動産向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計							
不動産関連向け(うち事業用不動産関連向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	60%	その他	合計											
不動産関連向け(うちその他不動産関連向け)	—	—	—											
	100%	150%	その他	合計										
不動産関連向け(うちADC向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	50%	100%	150%	その他	合計									
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	—	—	2,139	—	2,139	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	0%	10%	20%	100%	その他	合計								
現金	576	—	—	—	—	576	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	52	—	—	52	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	18,514	—	—	—	18,514	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年3月末については、記載していません。

信用リスク削減手法に関する事項

(1)信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

連結自己資本比率の算出に当たって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」において定めております。信用リスク削減手法に関する管理方法及び手続は、本会の手続と同様に行っております。

(2)信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区 分	令和6年3月末	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—
法人等向け	—	—
中小企業等・個人向け	—	0
抵当権付住宅ローン	—	7
不動産取得等事業向け	—	—
三月以上延滞債権	—	—
漁業信用基金協会等保証	—	—
その他	—	15
合 計	—	22

(単位:百万円)

区 分	令和7年3月末	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—
法人等向け	—	—
中堅中小企業等・個人向け	—	3
不動産関連向け	—	13
延滞等向け	—	—
上記以外	—	—
合 計	—	16

(注)「適格金融資産担保」には、貸出金と本会貯金の相殺は含まれておりません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

本会同様、いずれも取り扱い実績はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

本会同様、取り扱い実績はありません。

CVAリスクに関する事項

本会同様、取り扱い実績はありません。

マーケット・リスクに関する事項

本会同様、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

本会の連結グループにおけるオペレーショナル・リスク管理ならびに関連する指標の算出は、本会の手続と同様に行っております。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位: 百万円)

	令和6年3月末	令和7年3月末
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

本会の連結グループにおける出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、本会の手続と同様に行っております。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位: 百万円)

	令和6年3月末		令和7年3月末	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	35,645		40,931	
合 計	35,645	—	40,931	—

(3) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する売却益・売却損・償却額はありません。

(4) 連結貸借対照表で認識された連結損益計算書で認識されない評価損益の額(その他有価証券の評価損益等)

(単位: 百万円)

	令和6年3月末		令和7年3月末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	—	—	—	—
非 上 場	—	2,797	—	6,018
合 計	—	2,797	—	6,018

(5) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する評価益・評価損はありません。

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定方法の概要及び金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

連結対象子会社と親法人である本会の資産残高等を比較し、連結対象子会社の当該合算計数が本会の5%未満であることから、連結の金利リスク量は算出しておりません。

財務諸表の正確性・内部監査の有効性に関する確認書

(単体)

確 認 書

- ① 私は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - ・業務分掌と所轄部門が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等に適切に付議・報告されております。

令和7年6月12日

北海道信用漁業協同組合連合会

代表理事会長 深山和彦

(連結)

確 認 書

- ① 私は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、連結財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うに当たり、連結財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - ・業務分掌と所轄部門が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等に適切に付議・報告されております。

令和7年6月12日

北海道信用漁業協同組合連合会

代表理事会長 深山和彦

会計監査人の監査

令和5年度および令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、水産業協同組合法第41条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

開示項目一覧

このディスクロージャー資料は、水産業協同組合法第92条第3項で準用する第58条の3（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）に基づき作成しておりますが、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第48条に定める各項目は、以下のページに掲載しております。

●北海道信漁連に関する事項	掲載ページ
1 業務の運営の組織	19
2 理事及び監事の氏名及び役職名	19
3 会計監査人の名称	68
4 事務所の名称及び所在地	6
5 本会を所屬組合とする特定信用事業代理業者に 関する事項	6
6 主要な業務の内容	16～17
7 直近の事業年度における事業の概況	3～4
8 直近の5事業年度における主要な事業 の状況を示す指標	
(1) 経常収益	22
(2) 経常利益または経常損失	22
(3) 当期剰余金または当期損失金	22
(4) 出資金及び出資口数	22
(5) 純資産額	22
(6) 総資産額	22
(7) 貯金等残高	22
(8) 貸出金残高	22
(9) 有価証券残高	22
(10) 単体自己資本比率	22
(11) 剰余金の配当の金額	22
(12) 職員数	22
9 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	22～23
(2) 貯金に関する指標	42
(3) 貸出金等に関する指標	43～46
(4) 有価証券に関する指標	47～48
10 リスク管理の体制	8
11 法令遵守の体制	7
12 中小企業の経営の改善及び地域の活性化の ための取組の状況	10,13
13 金融ADR制度への対応	10
14 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 または損失金処理計算書	24～28
15 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当 する貸出金	46
(2) 危険債権に該当する貸出金	46
(3) 三月以上延滞債権	46
(4) 貸出条件緩和債権	46
(5) 正常債権	46
16 自己資本の充実の状況	29～41
17 有価証券の取得価格または契約価額、時価及び評価損益	
(1) 有価証券	47
(2) 金銭の信託	47
18 貸倒引当金の期末残高・期中の増減額	45
19 貸出金償却の額	45
20 会計監査人の監査を受けている旨	68

●北海道信漁連及び子会社等に関する事項	掲載ページ
1 本会及び子会社等の主要な事業の内容 及び組織の構成	49
2 本会の子会社等に関する事項	
(1) 名称	49
(2) 主たる営業所または事業所の所在地	49
(3) 資本金または出資金	49
(4) 事業の内容	49
(5) 設立年月日	49
(6) 本会が有する子会社等の議決権の総株主等の 議決権に占める割合 (信漁連の子会社等への出資割合)	49
(7) 本会の一の子会社等以外の子会社等有する 当該一の子会社等の議決権の総株主等の議 決権に占める割合 (信漁連グループの子会社等への出資割合)	49
3 直近の事業年度における事業の概況	49
4 直近の5連結会計年度における主要 な業務の状況を示す指標	
(1) 経常収益	49
(2) 経常利益または経常損失	49
(3) 当期利益または当期損失	49
(4) 純資産額	49
(5) 総資産額	49
(6) 連結自己資本比率	49
5 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	50～55
6 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当 する貸出金	56
(2) 危険債権に該当する貸出金	56
(3) 三月以上延滞債権	56
(4) 貸出条件緩和債権	56
(5) 正常債権	56
7 自己資本の充実の状況	57～67
8 本会及びその子法人等が2以上の異なる種類の 事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分 に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常 利益または経常損失の額及び資産の額として算 出したもの	50



Marine Bank

北海道信漁連

札幌市中央区北3条西7丁目1番地

☎ 011(241)0261

北海道信用漁業協同組合連合会

発行 令和7年7月